

事務総局会議（第15回）議事録

日時	平成30年6月5日（火）午前10時00分～午前11時22分
場所	総局会議室
出席者	今崎事務総長、中村総務局長、堀田人事局長、笠井経理局長、平田民事局長兼行政局長、安東刑事局長、村田家庭局長、徳岡秘書課長兼広報課長、佐伯情報政策課長、石井審議官
議事	<p>1 平成30年度外国出張計画について 徳岡秘書課長説明（資料第1）</p> <p>2 指定職俸給表の準用を受ける職員の号俸について（議決） 堀田人事局長説明（資料第2）</p> <p>3 平成30年度民事執行事件担当者等協議会（ブロック協議会）の開催について 平田民事局長説明（資料第3）</p>
結果	<p>◎ 裁判官会議付議 2</p> <p>◎ 了承 1, 3</p>
秘書課長 徳岡 治	

平成30年度外国出張計画

出張

- | | |
|--|----------|
| 1 最高裁判所判事 | 合計 4人 |
| (1) ベトナム | 最高裁判事 1人 |
| (2) (1)の随行 | 裁判官 1人 |
| (3) クロアチア | 最高裁判事 1人 |
| (4) (3)の随行 | 裁判官 1人 |
| 2 國際会議 | 合計 3人 |
| (1) 子奪取条約13条1項(b)のグッド・プラクティス・ガイドに関するWG
会合 (オランダ, 約1週間) 【家庭局】 | 裁判官 2人 |
| (2) 國際ハーグネットワーク裁判官会議 (米国, 約1週間) 【家庭局】 | 裁判官 1人 |
| 3 裁判官司法事情研究 | 合計 1人 |
| International Visitor Leadership Program (IVLP) (米国, 約10日間)
【民事局】 | 裁判官 1人 |

指定職俸給表の準用を受ける職員の号俸について

- 1 裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条の2第1項の規定による職員の号俸は、別表のとおりとする。
- 2 この議決は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この議決の施行の日前に現に指定職俸給表の準用を受ける職員の号俸については、なお従前の例による。

別表

項	職名	号俸	8号俸	3号俸	2号俸
		総数			
最高裁判所	事務総長	1	最高裁判所事務総長		
	審議官	1		審議官	
	首席書記官	5		大法廷首席書記官 小法廷首席書記官 訟廷首席書記官	
	技術員	1		家庭審議官	
	研修所事務局長	1			裁判所職員総合研修所事務局長
	小計	9	1		3 5
下級裁判所	事務局長	1			東京地方裁判所事務局長
	事務局次長	8		東京高等裁判所事務局次長	高等裁判所（東京高等裁判所を除く。）の事務局次長
	首席家庭裁判所調査官	7			東京、大阪、名古屋、広島、福岡、仙台及び札幌の家庭裁判所の首席家庭裁判所調査官
	小計	16		1	15
	計	25	1	4	20

(注) この表において「項」及び「職名」とは、それぞれ一般会計予算参考書における予算定員及び俸給額表上の項及び職名をいう。

(平成30.6.5民三印)

民事執行事件担当者等協議会の開催要領

- 1 共催 (1) 東京及び高松各高等裁判所
(2) 大阪及び福岡各高等裁判所
(3) 名古屋及び広島各高等裁判所
(4) 仙台及び札幌各高等裁判所
- 2 期日 平成30年11月中の各高等裁判所の定める半日
- 3 場所 1の(1)については、東京高等裁判所
1の(2)については、大阪高等裁判所
1の(3)については、名古屋高等裁判所
1の(4)については、仙台高等裁判所
- 4 協議事項 民事執行法の運用上の問題点等について
- 5 協議員 (1) 各高等裁判所
民事の首席書記官又は次席書記官のいずれか1人
(2) 各地方裁判所
ア 民事執行事件を担当する裁判官1人
イ 民事の首席書記官又は次席書記官のいずれか1人
ウ 総括執行官1人